

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財務監査の結果は、次のとおりです。

令和4年8月26日

福島県監査委員 山田平四郎
福島県監査委員 高野光二
福島県監査委員 佐竹浩
福島県監査委員 高橋宏和

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 定期監査

ア 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
北海道事務所	令和2年度 令和3年度	令和4年6月17日	高野光二	高橋宏和	実地監査
大阪事務所	令和2年度 令和3年度	令和4年7月14日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査
名古屋事務所	令和2年度 令和3年度	令和4年7月15日	山田平四郎	佐竹浩	実地監査

イ 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
------	------	-------	--------	--	------

環境創造センター	令和3年度	令和4年7月7日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
----------	-------	----------	-------	------	------

ウ 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県中児童相談所	令和2年度 令和3年度	令和4年5月24日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
動物愛護センター	令和2年度 令和3年度	令和4年7月7日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
中央児童相談所	令和2年度 令和3年度	令和4年7月8日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
相双保健福祉事務所	令和3年度	令和4年7月19日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

エ 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津農林事務所	令和3年度	令和4年7月20日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

オ 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
本宮高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年5月31日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
安積高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年5月31日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
県中教育事務所	令和2年度 令和3年度	令和4年6月14日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
郡山萌世高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年6月14日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
ふたば未来学園 中学校・高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年6月15日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
磐城農業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年6月16日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
勿来工業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年6月16日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
保原高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年7月8日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
岩瀬農業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年7月12日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
白河実業高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年7月12日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査
南会津教育事務所	令和2年度 令和3年度	令和4年7月13日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査
田島高等学校	令和2年度 令和3年度	令和4年7月13日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

カ 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
郡山警察署	令和3年度	令和4年5月24日	山田平四郎	高橋 宏和	実地監査
いわき中央警察署	令和3年度	令和4年6月15日	高野 光二	高橋 宏和	実地監査

(2) 技術監査

対象機関及び工事等名	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部 林業研修拠点施設 0301工事	令和4年度	令和4年6月14日	山田平四郎	佐竹 浩	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 定期監査

ア 総務部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

イ 生活環境部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

ウ 保健福祉部

(7) 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
動物愛護センター	・自動販売機に係る建物の貸付料について、歳入科目を誤って収入調定している。
相双保健福祉事務所	・報償費及び委託料について、3か月以上遅延して支払っているものがある。

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

エ 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

オ 教育委員会

(7) 監査した結果、次の3件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
ふたば未来学園 中学校・高等学校	・災害共済給付掛金負担金について、調定が1か月以上遅延しているものがある。 ・災害共済給付金について、給付決定後3か月以上遅延して支払っている。
南会津教育事務所	・事業実施に伴う外部講師の報償費及び需用費について、3か月以上遅延して支払っているものがある。

(1) 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

カ 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 技術監査

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第18号

令和4年3月29日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年8月26日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 4 財 第 5 5 7 号
 令和4年6月16日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩 様
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

令和3年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年3月18日付け3福監第475号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
公の施設の運営状況について（知事部局）
- 2 意見及び措置の状況について

監 査 委 員 意 見	措 置 状 況
<p>Ⅲ 監査委員意見</p> <p>1 全庁的な検討事項</p> <p>意見1 指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい（公益法人が行う公益目的事業であれば、収支相償の観点からの調整が必要）。</p>	<p>(文化振興課) 文化センターの指定管理においては、役員報酬、給料手当、福利厚生費に相当する経費が積算されているが、積算の考え方については収支相償の観点から、必要に応じて指定管理制度の所管課と調整していく。</p> <p>(生涯学習課) 指定管理料の算定については、指定管理制度を導入している他部局の状況も参考としながら、適正な算定について検討していく。</p> <p>(男女共生課) 男女共生センターの指定管理においては、いわゆる一般管理費に相当する経費は積算されていない。積算の考え方については、収支相償の観点を踏ま</p>

意見2

来館者数等の数値目標達成への責任を明確化し、実績値を評価、分析の上でPDCAサイクルによる成果の見える化を意識した施設運営に努められたい。

また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に組み込まれたい。

え、適正な利潤の算定を行うなど、次期指定管理に向けて関係課と調整していく。

(保健福祉総務課・障がい福祉課)

次期指定管理者公募の際には、他部署の動向を参考にしながら、適正利潤を踏まえ設計していく。

(観光交流課)

今回の指定管理者との協定時に一般管理費又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額としていく。

(森林計画課)

令和5年度まで委託料が決定していることから、指定管理者の改定が行われる令和6年度に見直しを図りたい。

また、見直しにあたっては指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額としていく。

(まちづくり推進課)

指定管理者は公益財団法人であることから、収支相償の観点も踏まえ、一般管理費に相当する経費等は全て積み上げ方式により計上し設計額を算出している。

(文化振興課)

指定管理者は、コロナ禍の影響も踏まえて年度当初に当該年度の来館者数や収入などの目標を設定した事業計画書を作成しており、その成果は次年度以降の計画に反映させている。

コロナ禍の収束が見えないことから、当面はウィズコロナでの施設運営を行っていき、そこから得られた知見をもとにポストコロナの経営方針を定めていく。

(生涯学習課)

ふくしま海洋科学館において、令和4年度から、毎月の幹部会議で、これまでの前年度実績対比による評価・分析に加え、入館者種別(個人・団体)や季節変動等を考慮した月別目標値の達成状況による評価・分析を実施することとした。

また、ウィズコロナ・ポストコロナにおける入館者数の増加等を目的に、4月26日オープンの屋外の新規展示を整備した。

(男女共生課)

指定管理者は、各事業について数値目標を設定し、事業評価を行い公表(公

意見3

県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、その評価に当たっては、毎年度外部有識者等からの視点、意見を踏まえて対応されたい。

社等点検評価)している。

コロナ禍の収束が見えないことから、当面はウィズコロナでの施設運営を行っていき、そこから得られた知見をもとにポストコロナの経営方針を定めていく。

(観光交流課)

毎年度提出させている指定管理者の事業計画書に、直近の運営状況を踏まえた取組について記載させるとともにポストコロナにおける経営方針についても盛り込ませることとしたい。

(森林計画課)

来館者数等の数値目標達成状況については、管理委託事業の実績報告のなかで、分析を行っている。ポストコロナにおける経営の一つとして、近年のキャンプブームを追い風にして、利用が好調であるオートキャンプ場を最大限に活用し、ソロキャンパーの利用増を図っていく。

(まちづくり推進課)

指定管理者と県の責任の分担で、指定管理者が利用促進に努めることとしている。

P D C A サイクルによる成果の見える化や、ポストコロナの公園運営方針策定に向け、指定管理者と検討していく。

(文化振興課・生涯学習課)

指定管理者である(公財)福島県文化振興財団の理事会及び評議員会において、これまでも文化センターの運営状況を報告し、意見をいただいていたところであり、引き続き、いただいた意見を運営に生かしていく。

(保健福祉総務課・障がい福祉課)

太陽の国を含めた県立社会福祉施設の見直し行程については、毎年度、福島県社会福祉審議会に諮り、有識者からの意見をいただいている。

今後有識者等からの視点・意見を踏まえて対応していく。

(観光交流課)

産業交流館においては、指定管理期間の中間年度に外部有識者等から意見を聴取しているが、今後は毎年度実施する方向で、関係課と協議していく。

(森林計画課)

ふくしま県民の森においては、毎年度3名の外部有識者から意見等をいた

意見 4

情報発信については、「伝える」ではなく、「伝わる」ことが大事であり、SNSを活用し、「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。

だいており、意見等を踏まえ、適切に対応していく。

(まちづくり推進課)

指定管理期間の中間年度に外部有識者等から意見を聴取しているが、より質の高い行政サービスとなるよう関係課と協議の上、検討していく。

(文化振興課)

文化センターの情報発信については、「福島県 文化」というワードでGoogle、Yahoo!のトップに表示されやすいよう、各ページにワードを散りばめており、「共有」「拡散」が比較的容易なTwitter、Instagram、フェイスブックといったSNSを用いて情報発信を行っている。

また、閲覧者に「共感」してもらえよう、指定管理者の自主事業については、出演者や参加者などから公演に至るまでの「ストーリー」や思いをコメントいただき、指定管理者のYouTubeで発信している。

今後これらの取組を続けていく。

(生涯学習課)

ふくしま海洋科学館において、5つのSNS（Twitter、フェイスブック、Instagram、LINE及びYouTube）それぞれにセグメンテーションとターゲットを行い、情報発信を行っているが、引き続き、その効果を検証しながら、より「伝わる」情報発信に取り組んでいく。

(男女共生課)

男女共生センターの情報発信については、Webサイトにおいて「福島県 男女共生」というワード検索でGoogle、Yahoo!のトップに表示されやすいよう、各ページにワードを散りばめているほか、フェイスブックやメールマガジンにより情報発信を行っている。また、広報誌「未来館News」を定期的に発行し、読者に「共感」してもらえよう、開館20周年に関する特集記事を「ストーリー性」を意識して編集・掲載しており、今後もより効果的な情報戦略を検討していく。

(観光交流課)

イベントの誘致に向け、SNSを活用した本県の観光の魅力やストーリー性のある効果的、かつターゲットを意識した伝わる情報の発信について検討していく。

意見5

震災やコロナ禍で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

また、多くの収蔵品や蔵書の価値や魅力が来館者の目に触れる機会を高めるとともに、希少価値のある美術品等の購入が可能となるよう、収蔵機能の充実や「美術品等取得基金」現預金残高の増額に取り組まれたい。

2 個別の改善・検討事項

【改善を求める事項（速やかな対応が必要な事項）】

② 施設、収蔵品等の有効活用について

県民に十分に知られていない多くの収蔵品や蔵書があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない事例も散見される。ついてはこれらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につながることを期待できる。

また、公開図書室のみならず、バックヤードツアー等の実施により、収蔵庫の広大さや職員の働く姿を通し収蔵物を保守管理することの大切さを体感することで、公の施設の一層の理解向上につながることを期待できることから、その実現又は継続に向け取り組んでいただきたい。

③ 独自の収入確保に向けた取組について

イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売

（森林計画課）

ふくしま県民の森の案内記事を福島県森林・林業・緑化協会が発行する「林業福島」やアウトドア関連雑誌に掲載している。SNSの活用については、施設の会員や利用客にストーリー性のある効果的な情報発信の協力を呼びかけていく。

（まちづくり推進課）

SNS等を活用したタイムリーな情報発信に努めているところであり、さらにストーリー性のある効果的な伝わる情報発信に向け指定管理者と連携し検討していく。

（文化振興課）

今後も、福島県文化センター条例で定められた休館日を指定管理者と協議の上、開館日とし、センターの稼働日数を増加させ、利用率向上に努めていく。

（生涯学習課）

利用率向上に向け、引き続き、「子どもたちの未来を拓く水族館」「唯一無二の水族館」「地域と共に歩む水族館」の3つの運営目標の実現に向け、取り組んでいく。

（文化振興課）

歴史資料館の文書資料等については、資料と関係の深い市町村で移動展を開催したり、大河ドラマ等で話題の人物について取り上げた企画展を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。

また、バックヤードツアー等については、文書資料の繊細さから実施が困難な側面があることから、様々な機会を通じて職員の業務に関する情報の発信などに取り組んでいく。

（生涯学習課）

アクアマリンふくしまの展示生物等が持つ魅力を見出していくことに努めるとともに、SNSを有効活用し、費用を抑えつつ積極的に情報発信し、入館者の増加につなげていく。

（文化振興課）

平成28年から株式会社東邦銀行とネーミングライツに係る契約を締結し、そこで得られた財源を音響設備や展示パ

上に係る販売手数料の徴収に加え、各種補助金、交付金、クラウドファンディング、企業パートナー制度など独自財源の確保に取り組んでいただきたい。

ネルの更新の外、各改修工事に用いてきた。

また、指定管理者は、販売手数料、文化庁の補助金、コロナ対策の補助金などを獲得し、利用環境の改善や自主事業の財源獲得に努めており、今後もこれらの取組を継続していく。

(生涯学習課)

アクアマリンふくしま施設内の売り上げが見込まれる場所に、自動販売機を2機増設し、販売手数料の増加を図る。

また、補助金等については、ふくしま海洋科学館において、関係する補助・助成制度を一覧表にとりまとめ、職員内で共有し、展示や研究活動等で、積極的に活用していくことを確認している。

(男女共生課)

指定管理者は、「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の補助金を獲得し、利用環境の改善や自主事業の財源獲得に努めており、今後もこれらの取組を継続していく。

(観光交流課)

指定管理者の創意工夫や営業努力により、管理業務を遂行する上での貴重な財源となることから、独自の収入確保に向けた取組について今後検討していく。

【検討を要する事項（関係機関との調整等が必要とされる事項）】

① 施設の維持管理

いずれの施設も開館から20年以上経過しており、経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、老朽化対策（修繕・改築等）を計画的に進められたい。

(文化振興課)

令和2年度には老朽化した給水設備を改修し、令和2～3年度にかけて消防設備の改修、また令和3年度には貨物用エレベーターの耐震化工事など、施設の安全性向上や老朽化対応の工事を企画調整部個別施設計画等に基づき実施してきたところ。

今後も、指定管理者と連携して施設の維持管理を行っていく。

(生涯学習課)

令和2年度に作成した中長期計画に基づき、計画的に施設の維持補修を行っていく。

(男女共生課)

令和3年度には非常用放送設備の更新や非常用電源設備の蓄電池交換など、施設の安全性向上や老朽化対応の工事を生活環境部個別施設計画等に基づき実施してきたところ。

今後も、指定管理者と連携して計画的に施設の維持管理を行っていく。

(保健福祉総務課)

太陽の国クリニックについては、平成30年3月に策定した「太陽の国見直しに係る実行計画」に基づき、令和8年度に設計、令和9年度に大規模改修を予定しており、今後も計画的に進めていく。

(障がい福祉課)

かえで荘については、平成30年3月に策定した「太陽の国見直しに係る実行計画」に基づき、令和4年度頃、建替か大規模修繕か改めて判断することとしており、今後も計画的に進めていく。

(観光交流課)

商工労働部個別施設計画に定めた基本目標を踏まえ、長期修繕計画を作成の上、必要な箇所の改修、修繕を実施していく。

(森林計画課)

令和元年度に個別施設計画を策定しており、それに従い計画的に進めていく。

(まちづくり推進課)

公園施設のライフサイクルコスト最適化や更新等、必要経費の平準化を図るため平成26年度に「長寿命化計画」を策定し、計画的な改築・更新を行っている。

また、定期的な点検により安全確保に努めている。

(文化振興課)

Web配信が可能となるよう、館内に無線LANを敷設し、利用環境を整えたところ。主催者や著作権を有する者と調整しつつ、県民が文化に接する機会の拡充に努めていく。

② ポストコロナにおける明確な経営方針について

イ 福島県文化センターにおけるデジタル技術の活用

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた動きは、文化センターに代表される公共文化施設の在り方にも大きな影響を与えるものであり、ポストコロナにおけるサービス提供体制についても方針転換が求められることになる。

具体的には、文化施設において観劇や文化・芸術品の実物を観覧することはできなくとも、Webサイトでデジタル配信することで、その場に行かずにリアルな体験をすることが可能になっている。

については、県民が文化に接する機会の充実・確保に向け、著作権等の権利関係を調整し、貴施設におけるWeb配信の実現に向け検討願いたい。

④ 常勤医師の確保及び今後の施設の在り方について

ア 福島県太陽の国クリニックの医師の確保については、福島県立医科大学と連携しつつ、地域の医療機関と調整のうえ医療スタッフの確保に努めている。現状として常勤内科医師が1名欠員となっており、補充が急務であることから、引き続き、福島県立医科大学への医師派遣依頼を継続するなど、診療体制の拡充に向け各種取組に努めるよう検討願いたい。

イ 福島県かえで荘については、開設より40年が経過し、設備の老朽化が進み入所者の生活環境の改善を図る必要性が生じていることから、「太陽の国見直しに係る実行計画」等に基づき、設備の改善について今後の状況を踏まえ適切な対応がなされるよう所管課と検討願いたい。

⑤ 賑わいの創出や県民の利便性向上の観点からの市町村、他団体等との連携について

ア 公の施設が創意工夫し、県内の公共施設や市町村、他団体等と連携することで、県民サービスの向上に寄与できることから、施設間の連携の在り方について検討されたい。

イ 県立博物館を活用した会津文化観光拠点計画（三の丸からプロジェクト：計画期間は令和2年度～令和6年度）を策定し、県立博物館を文化観光拠点施設とし、若松城跡周辺の会津のSAMURAI文化エリアや若松城下の商工文化エリア、奥会津の雪国のくらしともものづくり文化エリアを訪れる観光客等の回遊を促進する取組を進めている。については、まちづくりの観点から、文化施設を観光拠点施設に位置付け、市町村や関係団体と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けた取組の実現を検討されたい。

（保健福祉総務課）

太陽の国クリニックについては、平成30年3月に策定した「太陽の国見直しに係る実行計画」に基づき、近年の病床稼働率の減少等を踏まえて、令和3年4月に病床を削減（21床→10床）し、医療法上の病院から診療所へ移行したところ。

今後、関係者の意見を丁寧に聴きながら適正な診療体制を検討していく。

（障がい福祉課）

かえで荘については、平成30年3月に策定した「太陽の国見直しに係る実行計画」に基づき、令和4年度頃、建替か大規模修繕か改めて判断することとしており、今後も計画的に進めていく。

（文化振興課）

文化センターにおいては、県立美術館と連携した企画を行ってきたほか、福島市中心市街地や市の各施設との往来を盛んにするため、レンタサイクルポートの設置を令和4年6月を目標として調整している。

歴史資料館においては、文化センター所在市である福島市ゆかりの人物を取り上げた企画展を実施し、その際には市の施設と連携して広報を行ってきた。

また、企画展のテーマに関連する市町村において移動展を実施するなど、それぞれの市町村の歴史が持つ魅力を発信してきた。

今後、各市町村や周辺施設との連携に取り組んでいく。

（生涯学習課）

ふくしま海洋科学館では、太平洋と日本海を結ぶ磐越道沿線の交流の活性化を図ることを目的として、沿線市町村の文化施設（いわき市から新潟市に至る12施設が参加）と連携し「ばんえつ発見の旅サポート」を立ち上げ、共通割引の実施やPRイベントの開催などを行ってきた。

<p>⑥ 地域感や特別感を活用したコンベンションやイベントの誘致・実施について</p> <p>3密を避け、十分な感染予防対策を実施したうえで各種コンベンションやイベントを実施することに加え、公の施設においても独自の対策を実施することで競争力を高めることが求められている。</p> <p>については、参加人数が限定されるオンラインイベントなどの誘致・開催や歴史的建造物等を活用することで、地域感や特別感をコンベンション参加者に演出できるユニークメニューなど、特性をいかした取組の実施を検討されたい。</p>	<p>コロナ禍にあって活動の休止を余儀なくされたが、今後の活動再開に向けたシンボルとして、磐越道沿線に位置し、福島県屈指の観光名所でもある三春町の滝桜の子孫木を3月13日に当館敷地内に植樹した。</p> <p>また、令和3年度は、福島・栃木・茨城・群馬の提携動物園・水族館10園館との連携事業を2回、いわきアリオスとの連携事業を3回、いわきFCとの連携事業を1回、市町村や関係団体と連携のもと移動水族館を開催したほか、イオンモールいわき小名浜との相互割引を開始した。</p> <p>今後も、市町村や関係団体と連携を図りながら、賑わいの創出や地域の活性化に向けて取り組んでいく。</p> <p>(観光交流課)</p> <p>コンベンションの誘致については、利用者へのサービス水準の向上を図るとともに、県内誘致団体と連携し施設や地域の特性を生かした取組となるよう検討していく。</p>
--	--

(監査総務課)

監査公表第19号

令和4年3月29日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和4年8月26日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 4 教財 第 4 2 2 号
 令和 4 年 7 月 5 日

福島県監査委員 山 田 平四郎
 福島県監査委員 高 野 光 二
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文 閣

令和3年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和4年3月18日付け3福監第475号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象
公の施設の運営状況について（教育庁）
- 2 意見及び措置の状況について

監 査 委 員 意 見	措 置 状 況
<p>Ⅲ 監査委員意見</p> <p>1 全庁的な検討事項</p> <p>意見1 指定管理者制度を導入している公の施設については、新たな総合計画の基本目標の「ともに創りつなぐ共創」の観点から、基本協定書を遵守するとともに、指定管理料の算定に当たっては、一般管理費又は間接経費を積算し、指定管理者の適正利潤を踏まえた設計額とされたい（公益法人が行う公益目的事業であれば、収支相償の観点からの調整が必要）。</p> <p>意見2 来館者数等の数値目標達成への責任を明確化し、実績値を評価、分析の上でPDCAサイクルによる成果の見える化を意識した施設運営に努められたい。 また、ポストコロナにおける明確な経営方針を定めて具体的に組み込まれたい。</p>	<p>（文化財課） 指定管理料の積算にあたっては、指定管理者と適宜協議を重ねながら、適正な金額の算定を行っていく。</p> <p>（県立図書館） ポストコロナにおける対応も踏まえ、令和4年3月に策定した「福島県立図書館アクションプラン（第4次）」の中で事業実施の成果を示すものとして指標を設定して進行管理を行うとともに、毎年取組状況についての評価を行い、これを公表することで計画の適切な運用に努めることとしている。</p> <p>（県立美術館） 新たな総合計画と計画期間を一にした「福島県立美術館運営計画」において基本目標や数値目標を設定しており、毎年度、実績値を評価・分析の上、今後の館運営に活かしていく。</p> <p>（県立博物館） 内訳を詳細に把握できるよう来館者数の集計方法を変更し、人数の増減の要因等を分析、評価しやすい形としている。 また、アンケートの様式・設問等を成果と改善点を把握しやすい形式に変更している。その他、YouTube動画、講座のオンライン聴講等により来館以外の手段で博物館を楽しめるよう工夫を行っている。</p> <p>（文化財課） 数値目標達成に関しては、コロナ禍が継続している状況の中でも、福島県文化財センター白河館では、コロナ対策を講じつつ、来館者に広く親しまれる工夫をしている。県としても広報等を通じ支援していく。 実績値の評価については、周辺施設との比較検討やアンケートの結果をも</p>

意見3

県民ニーズを把握し、より質の高い行政サービスを提供する観点から、その評価に当たっては、毎年度外部有識者等からの視点、意見を踏まえて対応されたい。

意見4

情報発信については、「伝える」ではなく、「伝わる」ことが大事であり、SNSを活用し、「検索」、「共有」、「共感」、「拡散」の観点から「ストーリー性」のある効果的な情報戦略を検討されたい。

とに分析していく。成果は、母体である公益財団法人福島県文化振興財団のホームページを通じて公表し取り組んでいく。

ポストコロナについては、まだ先が見通せない状況でもあるので、福島県文化財センター白河館だけでなく、公益財団法人福島県文化振興財団等と協力して取り組んでいく。

(県立図書館)

図書館の運営に関し意見を伺う場として、外部有識者や公募の委員からなる図書館協議会を毎年度開催しており、徴した意見を施設運営に活かしている。

(県立美術館)

毎年度、外部有識者から成る「福島県立美術館運営協議会」において、事業計画、館運営等について意見を徴しており、今後の館運営に活かしている。

(県立博物館)

外部有識者を含む運営協議会を年2回実施し、現状・課題等について意見を徴し、館の運営に活かしている。

(文化財課)

福島県文化財センター白河館では、毎年6人の外部有識者を招聘して助言を頂いている。今後も継続的に外部有識者からの意見等を館の運営に活かしていく。

(県立図書館)

情報発信については、広報委員会を設け定期的な検討を行っており、今後もGoogleアナリティクスによりホームページへのアクセスに関する動向を分析するとともに、SNSの活用については、Twitterの積極的な更新に加え、Twitterアナリティクスを通じた分析を行うなど、効果的な情報発信に取り組んでいく。

(県立美術館)

SNSは、幅広い世代へ、必要とされる情報を即時効果的に発信することが可能な情報発信ツールであり、効果的な活用努めていく。

(県立博物館)

「親しみやすさと認知度の向上」を重点目標に掲げて、学芸員や博物館の魅力の紹介等を織りまぜた情報発信を工夫している。また、「ストーリー性」のある情報発信の試みとして、子どもにもわかりやすい「けんぱくこどもチャ

意見5

震災やコロナ禍で傷んだ県民の「心の拠り所」を取り戻し、「ふくしま」の魅力に厚み、深み、奥行きを持たせるため、非日常の文化価値に触れる機会を提供する文化施設の役割は重要であり、利用率向上に向けた各種施策の推進に努められたい。

また、多くの収蔵品や蔵書の価値や魅力が来館者の目に触れる機会を高めるとともに、希少価値のある美術品等の購入が可能となるよう、収蔵機能の充実や「美術品等取得基金」現預金残高の増額に取り組まれたい。

「チャンネル」をYouTubeで配信しているほか、Twitter、フェイスブックで企画展の内容をシリーズ化して紹介している。今後は外国人観光者向けにウェブサイトの多言語化も計画している。

(文化財課)

ホームページ以外にもTwitter、インスタグラム、YouTube等を通じて、効果的な広報等に努めていく。また、「全国遺跡報告総覧」等のデータベースに参画し、初学者から専門家にまでわかりやすい情報発信に努める。

(県立図書館)

多様な県民ニーズに応える資料の収集・提供やレファレンスサービスの普及に努めるほか、図書館の魅力をPRする各種取組を推進し、利用率向上につなげていく。

また、県内公共図書館との連携を強化し、より県民が利用しやすい環境づくりに率先して取り組んでいく。

(県立美術館)

多様な分野の展示会を開催し、国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供することで、県民の芸術文化への興味・関心を高めるとともに、美術を通して東日本大震災からの復興・創生や地域の活性化に資するよう取り組んでいく。

作品の新規購入及び美術品等取得基金への現金繰入について、財源となる美術館収益の増加を図りながら引き続き財政当局に働きかけていくとともに、財源確保に向けた他県等の取組について研究していく。

(県立博物館)

「何度でも足を運びたくなる展示づくり」を重点目標に、魅力ある企画展や特集展を開催している。

また、常設展においても特定のテーマに基づいて収蔵品の紹介を行うテーマ展などを頻繁に実施し、リピーターの確保に努めている。

また、文化観光拠点施設機能強化事業「三の丸からプロジェクト」によって、博物館が地域の周遊を促すためのゲートウェイ機能を果たすべく展示の魅力増進と施設の機能強化に努めている。

(文化財課)

利用率の向上については、コロナ禍発生後も積極的に行っている、まほろん移動展や、おでかけまほろん等の館

2 個別の改善・検討事項

【改善を求める事項（速やかな対応が必要な事項）】

① インバウンドに対応した施設環境の整備

Webサイトの多言語化が課題であり、海外からの観光客の来日前の情報収集時点で、日本での訪問先から除外されている可能性が想定されている。事実、展示解説及び館内案内の多言語化が進展しておらず、外国人観光客に対応できていない。

についてはポストコロナにおけるインバウンドの持つ重要性を鑑み、早急に展示解説及び館内案内に関する多言語化の進展に努めていただきたい。

② 施設、収蔵品等の有効活用について

県民に十分に知られていない多くの収蔵品や蔵書があり、その価値や魅力が十分に県民に伝わっていない事例も散見される。

についてはこれらの積極的な周知、PRに努め県民への啓発を図ることで、入館者（利用者）の増加につながることを期待できる。

また、公開図書室のみならず、バックヤードツアー等の実施により、収蔵庫の広大さや職員の働く姿を通し収蔵物を保守管理することの大切さを体感することで、公の施設の一層の理解向上につながることを期待できることから、その実現又は継続に向け取り組んでいただきたい。

外事業にも力を入れ、館内利用だけに留まらない利用を推進している。

収蔵品が目に触れる機会を増やすため、企画展や館外事業を推進するとともに、県内外からの借用申請等にも積極的に対応し、収蔵品が県民の目に触れる機会を提供していく。

（県立博物館）

「三の丸からプロジェクト」によって、展示室のテーマ表示や展示解説、館内の各種案内表示の多言語化（英語・中国語〈簡体・繁体〉）を進めている。今後ウェブサイトの多言語化も予定している。

（県立図書館）

「長田弘文庫見学会」や子どもを対象にした「ミステリーツアー」等を実施しているほか、学校や団体の見学依頼に対応しており、普段見ることのできない施設の裏側や、貴重資料を含めた各分野の書庫所蔵資料について案内し、県立図書館としての役割と機能を理解していただく機会としている。

今後こうした図書館の魅力をもPRする取組を継続し、利用者の増加につなげていく。

（県立美術館）

企画展と関連づけた常設展示や、収蔵作品をテーマとしたワークショップ等のイベント開催、展覧会の見どころを紹介する動画配信など、県民の興味・関心を誘発し、館及び収蔵作品への理解を深める取り組みを実施しており、引き続き入館者の増加に向けたPRに努めていく。

（県立博物館）

近年、ニーズが大きくなっている防災講座について、震災に関する資料を活用し、積極的に展開している。また、博物館への理解を深めてもらう活動の一環として、地元の小中学生に博物館での仕事を体験してもらう職場体験の受け入れを行っているほか、コロナ禍

③ 独自の収入確保に向けた取組について

ア イベント等の開催時における臨時売店に係る施設使用料や売上に係る販売手数料の徴収に加え、各種補助金、交付金、クラウドファンディング、企業パートナー制度など独自財源の確保に取り組んでいただきたい。

イ 美術品等取得基金については、平成23年度の包括外部監査での指摘にあるように、「美術品取得基金」が保有する美術品等の買い戻しを進め、当該基金の残高を高め、希少価値のある美術品等の機動的な購入ができるように努められたい。

以前は博物館の裏側を見学するバックヤードツアーを行っていた。

バックヤードツアーについては安全に実施できるよう対策を講じた上での再開を企図している。

(文化財課)

収蔵品の価値や魅力をPRするため、館外事業や各種広報事業、さらには職員による論文の執筆等を行い、広く県民に周知を行う。

また、バックヤードツアーやSNSを通じた職員の活動の発信により、収蔵品の保守管理活動をはじめとする公共施設の役割の理解向上に努める。

(県立図書館)

県民や地域が抱える様々な課題解決を支援する図書の実質を目的に、県内の企業や団体等からの図書の寄贈を募る「県民のくらし応援文庫」を継続するとともに、各種補助金、交付金の活用等により、財源の確保に取り組んでいく。

(県立美術館)

企画展関連グッズを販売する特設ショップの設置など、収入確保だけでなく入館者の満足度向上にも結びつく取組を実施している。今後、独自財源確保に向けた他県等の取組について研究していく。

(県立博物館)

文化庁補助金を財源とした「三の丸からプロジェクト」事業を令和2年度より継続して実施している。

また、財源確保のため、収入源となるオリジナルグッズの販売等を検討している。

(県立美術館)

作品の新規購入及び美術品等取得基金への現金繰入について、財源となる美術館収益の増加を図りながら引き続き財政当局に働きかけていくとともに、財源確保に向けた他県等の取組について研究していく。

(県立博物館)

作品の新規購入及び美術品等取得基金への現金繰入について、財源となる博物館収益の増加を図りながら引き続き財政当局に働きかけていくとともに、財源確保に向けた他県等の取組について研究していく。

整等が必要とされる事項)】

① 施設の維持管理

いずれの施設も開館から20年以上経過しており、経年劣化が進んでいることから、個別施設計画等に基づき、安全確保、老朽化対策(修繕・改築等)を計画的に進められたい。

(県立図書館)

施設の老朽化が進んでいるため、定期点検による要修繕箇所の修繕を行うとともに、関係部署と協議しながら大規模改修計画の作成等実施に向けた準備を進めていく。

(県立美術館)

長期計画の策定や改修に向けた財源確保について、引き続き所管課と協議の上取り組んでいく。

(県立博物館)

消防法などの法令に基づくものや来館者の安全性を考慮し、優先度の高いものから計画的に修繕等を行っている。

(文化財課)

教育庁の個別施設計画に定めた基本目標を踏まえ、福島県文化財センター白河館と協力しながら、施設の計画的な維持管理に努める。

② ポストコロナにおける明確な経営方針について

ア 県立美術館におけるデジタル技術の活用

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、休館対応が生じるなど公の施設にとってポストコロナへの対応は喫緊の課題となっている。

休館等の物理的なアクセス制限への対応として、バーチャルを活用した収蔵品へのアクセス確保を図ることが期待される。

具体的には収蔵品データベースに写真やエッセイ、学芸員による解説動画等を組み合わせるなど、コレクションに容易にアクセス可能となるようなデジタル化の推進を図っていただきたい。

また、感染対策及び利用者の満足度向上を目指して、快適な鑑賞空間の確保に取り組んでいただきたい。

(県立美術館)

専門知識を持つ職員の育成や予算などの課題はあるが、YouTubeによる動画配信やSNSでの情報発信に引き続き取り組んでいく。

③ 人材育成プログラムの充実について

県直営施設においては、専門知識を有する司書、学芸員等の職員が調査・研究機能を担い、市町村等への助言、各種講座への講師の派遣やレファレンス機能の充実に努めるなど、本県における文化振興の担い手として果たす役割は極

(県立図書館)

定期的実施している館内研修に加え、「図書館司書専門講座」「北日本図書館大会」「全国図書館研究集会」等、外部団体主催の大会や研修会への積極的な参加などにより、専門的知識・技術の習得と資質の向上に努めている。

(県立美術館)

めて重要なものであるといえる。更
 ついては、司書、学芸員等の更
 なる専門的知識・技術の習得と資
 質の向上を目的とした人材育成に
 関する研修プログラムの実施に向
 け、その充実に努められたい。

⑤ 賑わいの創出や県民の利便性向
 上の観点からの市町村、他団体等
 との連携について

イ 県立博物館を活用した会津文
 化観光拠点計画（三の丸からプ
 ロジェクト：計画期間は令和2
 年度～令和6年度）を策定し、
 県立博物館を文化観光拠点施設
 とし、若松城跡周辺の会津の
 SAMURAI文化エリアや若松城下の
 商工文化エリア、奥会津の雪国
 のくらしとものづくり文化エリ
 アを訪れる観光客等の回遊を促
 進する取組を進めている。

ついでには、まちづくりの観点
 から、文化施設を観光拠点施設
 に位置付け、市町村や関係団体
 と連携を図りながら、賑わいの
 創出や地域の活性化に向けた取
 組の実現を検討されたい。

館単独での研修実施は人員も少なく
 非効率的であるため、国や関連団体が
 実施する様々な研修プログラムに参加
 させることで、職員の知識・技術の向
 上に努めていく。

（県立博物館）

文化庁主催の指定文化財（美術工芸
 品）展示企画セミナーをはじめ学芸員
 のスキルを向上させる研修等に計画的
 に参加している。また、専門的知識や
 最新の知見を得るために各分野の学会・
 研究会等に学芸員が計画的に出席して
 いる。

（県立図書館）

他の文化施設との連携については、
 県文化センター白河館や歴史資料館と
 の連携講座、移動展示を実施している
 ほか、隣接する美術館と連携し、子
 どもを対象とした「アートなおはなしか
 い」を実施している。

今後も他施設等との連携を積極的に
 図りながら魅力的な取組を進めていく。

（県立美術館）

実行委員会方式の大型企画展におい
 ては、周遊バスや定額タクシープラン、
 福島交通飯坂線や高速バス乗車券と当
 館観覧券のセット販売、地元飲食店に
 おける当館企画展とのコラボメニュー
 提供など、様々な形で地域の観光振興
 のための連携企画を実施しており、引
 き続き地域の活性化に資する取組を
 進めていく。

（文化財課）

関係機関と適宜連携を図りながら、
 賑わいの創出に努める。また、白河市
 や関係団体と協力しており、スタンプ
 プラリーの周遊箇所となっているほか、
 県の枠を越えて、国立那須甲子青年
 自然の家等とも積極的に情報交換をし
 ており、コロナ感染対策等に配慮しな
 がら、賑わいの創出や市町村、他団体
 等との連携を図っていききたい。

（監査総務課）